新潟県条例第25号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

(奨励措置)

- 第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税 免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合 等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下 「省令」という。)第2条第1号イに規定する産業 振興促進区域(以下「産業振興促進区域」という。) 内において、法第4条第1項に規定する離島振興 計画において振興すべき業種の用に供する租税特 別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の 表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定 の適用を受ける設備(省令第2条第1号イに規定 する過疎地区(以下「過疎地区」という。)内にお いて営む当該事業の用に供する設備を除く。)(同 号イに規定する特別償却設備に限る。以下「工場 等」という。)のうち規則で定める基準に適合する ものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げ る県税の課税を免除することができる。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
- 2 知事は、<u>産業振興促進区域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が土地を工場等の立地を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)、農地法(昭和27年法律第229号)その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。
- 3 知事は、<u>産業振興促進区域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあっせんに努めるものとする。
- 第3条 知事は、<u>産業振興促進区域内</u>において畜産業、水産業又は薪炭製造業<u>(過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。)</u>を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属す

(奨励措置)

第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税 免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合 等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下 「省令」という。)第2条第1号イに規定する<u>特別</u> <u>償却設備(</u>以下「工場等」という。)のうち規則で 定める基準に適合するものを新設し、又は増設し た者に対し、次に掲げる県税の課税を免除するこ とができる。

(1)~(3) (略)

- 2 知事は、<u>離島振興対策実施地域内</u>において、工 場等を新設し、又は増設する者が土地を工場等の 立地を容易にするために必要な工場用地、住宅、 住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業 用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、 職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公 有水面埋立法(大正10年法律第57号)、農地法(昭 和27年法律第229号)その他の法律の規定による 許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建 設が促進されるように配慮するものとする。
- 3 知事は、<u>離島振興対策実施地域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあっせんに努めるものとする。
- 第3条 知事は、離島振興対策実施地域内において 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの 事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、 2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課す

る年以後の各年のその者の所得金額に対して課する各年度の事業税の課税を免除することができる。 る各年度の事業税の課税を免除することができる。

2 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の規定は、この 条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設 備については、なお従前の例による。